

日本共産党

長谷川 美樹 議員



経 済 どうする市内経済対策

**議員** 4月からの消費税率引き上げを目前に、事態は深刻であるが、市の経済対策について伺う。また、地元企業を後押しする中小企業振興条例とその設置委員会条例制定が必要であると考え、国が住宅リフォーム助成制度を創設した今、市独自の制度を実施すべき。また、第二テクノパークでの正社員雇用を企業へ求めるべきである。

**市 現行事業の継続に並行して調査・研究をすすめる**  
消費税の増加に伴う経済情勢の把握に努める。経済対策は商店街イベント事業への補助を継続し、他の施策は国県施策との整合性を図り、他市の状況も見ながら検討していく。また正社員雇用は調査・研究する。(菟原経済環境部長)

雇 用 官製ワーキングプアを生みださないで!

**議員** 市の新成長戦略プランで指定管理者制度の積極推進や民間化(アウトソーシング化)を打ち出しているが、既に市職員の4割が非正規労働者の状態。指定管理で低賃金、短期雇用となることや、市業務の外注化(委託等)・民間化では最低賃金に僅かの上乗せ程度で、生活していくことができない。市による官製ワーキングプアを生みだすべき

ではない。  
**市 民間力活用で最大の効果を**  
必要に応じて業務委託や非正規職員の活用を図っているが、業務内容の違いなどにより、正規職員とは任用条件に差が生じている。今後も行政が担うべき役割を見極めながら、職員の適正配置を考えたい。(吉岡副市長)

介 護 老後の安心できる生活へ

**議員** 国は介護の社会化から、要支援者の通所介護・訪問介護を外そうとしているが、三田市を含め3割の自治体が体制が取れないとしている。また、訪問介護や通所介護を利用する要支援者の8~9割に何らかの認知症の症状があり、専門家でないボランティアによる地域対応では症状の悪化や事故の保障をどうするのか。高齢者支援のためにも精神科医師の配置等も含め、十分な包括的ケア体制が必要。

**市 サービス低下を招かない体制を構築**  
現サービス利用者等に混乱が生じないよう既存の訪問・通所介護利用者の継続やNPO、ボランティア等様々な担い手活用で、サービスの低下を招かない地域包括ケア体制の構築を検討する。(増田健康福祉部長)

他の質問 消費税率8%への引上げ

説明 \*全日本民医連2013年9~11月の調査結果



市民の会第二

坂本 三郎 議員



情 報 本人通知制度の  
手続き簡素化を

**議員** 登録者数を増やすために登録の簡素化や有効期間の延長、また、交付請求者の名前、住所、目的などを開示請求で明らかにすることなど、現在の要綱から条例制定にすべきと考える。

**市 広報、期間見直しを検討、法整備は要望中**  
手続の簡素化や登録件数の維持のため、登録内容の変更、廃止等を年1回程度、市広報紙でお知らせすることや、有効期間の見直しも、あわせて検討したい。条例制定については、将来的に国の法整備が進められるよう手だてを講じることが肝要であり、兵庫県も国に要望している。県下各市町からも関係機関を通じて要望しているところである。(佐々木まちづくり部長)



障がい 障害者差別禁止条例の制定を

**議員** 市は、これまでも障害のある人もない人も安心して安全に暮らせるまちづくりを進めてきたが、市民の障害に対する理解不足や社会に残るさまざまな障壁により、差別や偏見は依然としてなくなっておらず、障害のある人は生活のしづらさや不安を抱えている。障害者差別解消法制定を受け、障害者差別禁止条例の制定に向けての検討が求められる。

**市 実効性を確保するべく前向きに検討**  
ソフト的面だけでなく、ハード面の整備も伴うものであるため、その実効性が確実に担保できるものでなければならない。今後示される国や県からのガイドライン等を十分前向きに検討しながら条例制定を進めていきたい。(市長)

医 療 リハビリテーション病院の誘致を

**議員** 脳梗塞等の脳疾患患者は、回復期のリハビリが三田市内では受けられず、ご家族共々大変なご苦勞をされている。昨年6月の定例会で市長は、リハビリ病院を早く市内に設置したいと答弁された。阪神北圏民局の政策懇話会などでも強く要望している病床確保について、現状と今後の考え方を伺う。

**市 市への設置に向け努力する**  
先日阪神北圏域で、病床枠について3月末に公募するという一定の方向が出されたが、あくまでも阪神北圏域全体の枠に対する公募であり、三田市へのリハビリ病院設置についてはまだまだクリアしなければならない要件がある。今後とも引き続き設置に向けて努力してまいりたい。(市長)

他の質問 市女性職員の管理職登用、市内の土木・建築業者の現状と公共工事のあり方

説明 \*本人通知制度：住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録をされている方に対して、証明書を交付した事実をお知らせする制度。  
\*阪神北圏域：(兵庫県阪神北保健医療圏)県が医療体制の整備に取り組むため定めた圏域。伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町で構成されている。